

議案第71号

令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年11月18日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

令和2年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例及び関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

(山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年山都町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年山都町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の135」を「100分の130」に改める。

第6条 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の130」を「100分の132.5」に改める。

（山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年山都町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3条及び第4条中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第8条 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額(規則で定める職員にあつては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(規則で定める職員にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(規則で定める職員にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(規則で定める職員にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ</p>

<p>応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の12.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第18号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正後(案)
<p>(一般給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第2条、第17条第1項、第17条の2第1項並びに第18条第2項及び第5項の規定の適用については、一般職給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任用付職員業績手当」と、一般職給与条例第17条第1項中「第7条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第7条の2第1項に規定する職員及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年山都町条例第18号)第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任用付職員」という。)」と、一般職給与条例第17条の2第1項中「規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める管理又は監督の地位にある職員及び特定任期付職員」と、一般職給与条例第18条第2項中「<u>100</u></p>	<p>(一般給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第2条、第17条第1項、第17条の2第1項並びに第18条第2項及び第5項の規定の適用については、一般職給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任用付職員業績手当」と、一般職給与条例第17条第1項中「第7条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第7条の2第1項に規定する職員及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年山都町条例第18号)第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任用付職員」という。)」と、一般職給与条例第17条の2第1項中「規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める管理又は監督の地位にある職員及び特定任期付職員」と、一般職給与条例第18条第2項中「<u>100</u></p>

<p>分の130」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「同表以外の各給料表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各給料表の適用を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」とする。</p> <p>3～4（略）</p>	<p>分の125」とあるのは「100分の165」と、同条第5項中「同表以外の各給料表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各給料表の適用を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」とする。</p> <p>3～4（略）</p>
--	--

山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第18号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正後（案）
<p>（一般給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第2条、第17条第1項、第17条の2第1項並びに第18条第2項及び第5項の規定の適用については、一般職給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任用付職員業績手当」と、一般職給与条例第17条第1項中「第7条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第7条の2第1項に規定する職員及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年山都町条例第18号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任用付職員」という。）」と、一般職給与条例第17条の2第1項中「規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める管理又は監督の地位にある職員及び特定任期付職員」と、一般職給与条例第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「同表以外</p>	<p>（一般給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第2条、第17条第1項、第17条の2第1項並びに第18条第2項及び第5項の規定の適用については、一般職給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任用付職員業績手当」と、一般職給与条例第17条第1項中「第7条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第7条の2第1項に規定する職員及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年山都町条例第18号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任用付職員」という。）」と、一般職給与条例第17条の2第1項中「規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める管理又は監督の地位にある職員及び特定任期付職員」と、一般職給与条例第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中</p>

<p>の各給料表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各給料表の適用を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」とする。</p> <p>3～4（略）</p>	<p>「同表以外の各給料表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各給料表の適用を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」とする。</p> <p>3～4（略）</p>
--	---

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成17年条例第40号)新旧対照表【第5条関係】

現行	改正後（案）
<p>(期末手当の額等)</p> <p>第5条 町長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例第43号）第18条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の135</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の10を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当の額等)</p> <p>第5条 町長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例第43号）第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の130</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の10を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成17年条例第40号)新旧対照表【第6条関係】

現行	改正後（案）
<p>(期末手当の額等)</p> <p>第5条 町長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例</p>	<p>(期末手当の額等)</p> <p>第5条 町長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例</p>

<p>第43号) 第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の130</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の10を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>第43号) 第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の132.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の10を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>
---	---

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)新旧対照表【第7条関係】

現行	改正後(案)
<p>附 則 第1条、第2条 (略) (令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例) 第3条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の65」とする。 第4条 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の97.5」とする。</p>	<p>附 則 第1条、第2条 (略) (令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例) 第3条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の65」とする。 第4条 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の97.5」とする。</p>

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)新旧対照表【第8条関係】

現行	改正後(案)
<p>附 則 第1条、第2条 (略) (令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例) 第3条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の65」とする。 第4条 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の97.5」とする。</p>	<p>附 則 第1条、第2条 (略) (令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例) 第3条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の65」とする。 第4条 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の97.5」とする。</p>